

第2章 審査及び検査

1. 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査

(1) 審査

① 審査基本方針

審査会は、平成19年6月に策定した「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等」（以下「審査基本方針等」という。）に基づき、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」に重点を置き、「新しい事態への対応」に留意した審査を行うことを基本的な考え方として、協会からの品質管理レビューに関する報告を基にその内容を継続的に審査することとしている。

② 協会による品質管理レビューの実施状況

イ 審査会への報告状況

協会が平成20年度に実施した品質管理レビューに係る審査会への報告状況は、次のとおりである（報告対象監査事務所ベース）。

《審査会への報告状況》

報告書 提出年月	20年				21年						合計
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
報告対象 監査事務所数	3	6	21	6	15	12	31	19	5	2	120

（参考）品質管理レビューに関する報告（月次報告書）の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する回答書
- ・ レビュー調書（品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を作成するために収集・作成した一連の資料）

ロ 協会による品質管理レビュー

協会による品質管理レビューは、大会社等の監査業務を行っている監査事務所を対象に原則として少なくとも3年に一度は実施することとされており、平成20年度は120監査事務所（65監査法人、55公認会計士）に対して実施された。

平成20年度の品質管理レビューに基づき作成され、監査事務所に交付された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内訳は次のとおりである。

《品質管理レビュー報告書（平成20年度）》 (監査事務所数)

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
監査法人	50	76.9%	15	23.1%	—	—	65
公認会計士	33	60.0%	22	40.0%	—	—	55
合 計	83	69.2%	37	30.8%	—	—	120

(注1)「限定事項付き結論」は、次の要件1及び要件2のいずれかに該当する相当程度の懸念が、少なくとも1つは存在する場合に表明される。

要件1：監査事務所の定めた品質管理のシステムに、品質管理の基準の示す監査に関する品質管理の目的の実現を阻害するような不備が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠違反が発生していた。

要件2：監査事務所の監査実施者及びその他の職員が、監査事務所の定めた品質管理のシステムを適切に運用していない事実又は品質管理の基準が求める個々の監査業務における品質管理の手続を実施していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠違反が発生していた。

(注2)「否定的結論」は、少なくとも「限定事項付き結論」の要件1又は要件2のいずれかに該当する重大な懸念が生じており、かつ、個々の監査業務における品質管理のレビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する極めて重要な準拠違反がある場合に表明が検討される。

《改善勧告書（平成20年度）》 (監査事務所数)

区分	改善勧告事項				計
	なし		あり		
監査法人	—	—	65	100.0%	65
公認会計士	—	—	55	100.0%	55
計	—	—	120	100.0%	120

また、平成 20 年度において、フォローアップ・レビューが 82 監査事務所（51 監査法人（共同事務所を含む）、31 公認会計士）に対して実施された。なお、監査事務所に交付されたフォローアップ・レビュー報告書の内訳は次のとおりである。

《フォローアップ・レビュー報告書（平成 20 年度）》（監査事務所数）

区分	改善措置済み		改善措置が不十分		計
監査法人	41	80.4%	10	19.6%	51
公認会計士	20	64.5%	11	35.5%	31
計	61	74.4%	21	25.6%	82

（参考）フォローアップ・レビューとは

協会の品質管理レビューの一環として実施する改善措置の状況の確認であり、具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された回答書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等の是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認すること。

③ 審査会の審査状況

イ 審査の観点

平成 20 事務年度の審査対象は、協会が平成 19 年度及び平成 20 年度に実施した品質管理レビューである。このうち、平成 19 年度品質管理レビューに基づき作成された品質管理レビュー報告書の内訳は次のとおりである（改善勧告書の内訳等については、平成 19 事務年度に係る「公認会計士・監査審査会の活動状況」P9～10 を参照）。

《品質管理レビュー報告書（平成 19 年度）》（監査事務所数）

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
監査法人	40	72.7%	15	27.3%	—	—	55
公認会計士	58	76.3%	15	19.7%	3	3.9%	76
合 計	98	74.8%	30	22.9%	3	2.3%	131

審査会は、協会からの品質管理レビューに関する報告を分析し、必要に応じて協会又は監査事務所に対して報告徴収等を行い、その

内容を検証の上、審査を行っている。審査の観点は次のとおりである。

- ・ 協会による品質管理レビューが適切に行われているか。
- ・ 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するため、品質管理のシステムを適切に整備・運用しているか。
- ・ 個々の監査業務が、監査事務所の設けた品質管理のシステムに準拠して実施されているか。

ロ 報告徴収

審査の過程では、協会に対し必要に応じて質問を行うこととしており、さらに、必要がある場合には監査事務所に対して報告徴収を行っている。

平成 20 事務年度審査基本計画においては、平成 20 年 4 月施行の改正公認会計士法により、品質管理を強化する観点から、業務の品質の管理の監視に関する措置の整備が義務化されたことなどを踏まえ、監査法人については、「品質管理のシステムの監視」、また、個人事務所については、「品質管理のシステムの整備状況」を重点的検証事項とし、平成 20 年 11 月、報告徴収を実施した。その内訳は、次のとおりである（P44 資料 2－1 参照）。

《報告徴収の実施状況》

（平成 21 年 6 月 30 日現在）

	対象事務所 (注 1)	実施事務所 (注 3)	未改善 (注 4)
監査事務所に対する報告徴収	131	37	3
監査法人に対するもの	52	17	0
個人事務所に対するもの(注 2)	79	20	3

（注 1）平成 19 年度の品質管理レビュー実施事務所

（注 2）公認会計士共同事務所を含む。

（注 3）体制面の整備が著しく不十分である事務所、品質管理の改善への取組姿勢に疑義がある事務所、及び手続の運用面における不備が多数認められる事務所等に対して実施。

（注 4）報告徴収を実施した事務所のうち、品質管理のシステムの定期的検証の運用面で、今後更に改善が見込まれるものなど。

ハ 審議

審査会は、品質管理レビューに関する審査結果や監査事務所に対

する検査結果に基づき審議を行い、

- ・ 監査事務所への検査の実施
- ・ 行政処分その他の措置について金融庁長官へ勧告

等について判断する。

平成 19 年度品質管理レビュー（対象：131 監査事務所）及び平成 20 年度品質管理レビュー（対象：120 監査事務所）の審議状況は以下のとおりである。

＜審議状況＞

（平成 21 年 6 月 30 日現在）

	平成 19 年度 品質管理レビュー	平成 20 年度 品質管理レビュー
審 議 対 象 監 査 事 務 所 数	131	120
i. 現在、事務局で精査中であり、今後審査会に 処理方針を諮る予定のもの	0	120
ii. 監査事務所への検査の実施を決したもの	6	0
iii. ii の結果、行政処分その他の措置について金 融庁長官への勧告を決したもの	1	0

（２）検査

① 検査基本方針

検査は、協会による品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査事務所における品質管理のシステムの整備及び運用並びに監査業務の適切性についての審査結果を踏まえ、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合、監査事務所の業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要が認められる場合など、必要かつ適当と認めるときに実施することとしている。

② 検査の実施状況

平成 20 事務年度において、審査会は、「平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」（P44 資料 2－1 参照）に基づき、6 監査事務所に対して検査を実施した。

（３）金融庁長官に対する勧告

審査会は、平成 20 事務年度に実施した検査の結果、下記の監査法人の運営が著しく不当と認められたので、金融庁長官に対して、公認会計

士法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。なお、金融庁長官は、審査会からの勧告を踏まえ、当該監査法人に対して、同法第 34 条の 21 第 2 項の規定に基づく処分を行った（P46 資料 2－2 参照）。

監査法人	勧 告	処 分
監査法人ウィングパートナーズ	平成 21 年 2 月 17 日	平成 21 年 3 月 13 日 ^(注)

（注）契約の新規の締結に関する業務の停止 1 年（平成 21 年 3 月 23 日から平成 22 年 3 月 22 日まで）及び業務改善命令が行われている。

（４）「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以降、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を取りまとめて、関係者等に示してきた。

こうした中、発足から平成 20 年 2 月までに行った検査合計 30 件を対象に、検査において指摘した事項の中から、監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促す観点から有益と思われる事例を「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ、平成 20 年 2 月に公表した。

本事例集については、平成 20 年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行い、平成 21 年 6 月に公表した。

今後も、説明会の開催等により、事例集に対する理解の浸透を図るとともに、年度毎にその内容を見直し、必要に応じて掲載事例の追加及び削除を行っていく（P47 資料 2－3 参照）。

2. 外国監査法人等に対する検査

平成 20 年 4 月より施行された改正公認会計士法において、我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の監査証明業務を行う外国監査法人等について、金融庁への届出義務が課されるとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合に、審査会及び金融庁は外国監査法人等に対して報告徴収及び検査を行うことができることとされた。

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、後記 3.（１）の審査基本方針等及び（２）の「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」において、検査方法等について具体的に検討を行うこととしており、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方（案）」を取りまとめ、平成

21 年 6 月 12 日から同年 7 月 13 日までの間、広く意見の募集を行った（P85 資料 2－4 参照）。

今後、寄せられた意見を踏まえ、更に検討を進め、外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等を定め公表する予定である。

3. 審査基本方針等の改正

（１）「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」の改正

審査会は、審査基本方針等について、外国監査法人等に対する対応に関して外国監査法人等の届出の状況等を踏まえた見直しを行い、平成 21 年 3 月 31 日に公表した（P88 資料 2－5 参照）。

（２）「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」の策定

審査会は、上記の審査基本方針等を踏まえ、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成 21 年 3 月 31 日に公表した（P93 資料 2－6 参照）。

審査基本計画では、特に個人事務所における品質管理のシステムの整備状況及び監査法人における業務の品質管理の監視について重点的に検証することとし、また、協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況についても検証することとしている。

検査基本計画では、大規模監査法人等及び中小規模監査事務所について、必要に応じて検査を実施することとしている。

また、外国監査法人等についても、必要に応じて検査を実施することとしている。